

報告第17号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月31日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	3. 2. 17	円 132,000	令和2年10月26日、幸区***** *****で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
2	環境局	3. 3. 19	円 108,900	平成30年11月9日、高津区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者(ア)及び(イ)所有のベンチに接触し、破損させたもの
3	環境局	3. 4. 12	円 58,600	令和3年3月1日、川崎区***** *****で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
4	幸区役所	3. 2. 3	円 115,220	令和2年12月10日、川崎区***** *****で、本市道路維持作業車が、駐車しようと後退した際、駐車していた被害者所有の軽自動車に接触し、破損させたもの

5	建設緑政局	3. 2. 12	円 42,861	平成31年2月16日、宮前区***** *****で、被害者所有の普通乗用車が、 駐車しようとして後退した際、街路樹の根により 車道側にはみ出していた路肩の縁石に接触し、 当該普通乗用車が破損したもの
6	建設緑政局	3. 3. 15	円 37,382	令和元年12月10日、多摩区***** *****で、被害者所有の小型ライトバンが 走行中、路面のくぼみに落輪し、当該小型ラ イトバンが破損したもの
7	建設緑政局	3. 3. 18	円 378,072	令和2年10月19日、麻生区***** *****で、被害者所有の軽ライトバン が、側溝のグレーチングの上を走行したと ころ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該軽 ライトバンを破損させたもの
8	建設緑政局	3. 4. 27	円 20,000	令和3年3月10日、本市が、被害者と契約 をするため、収入印紙を貼付した契約書を被 害者から受領したところ、同日から同月18日 までの間において、当該契約書を紛失したも の

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
73	29.6.22	都市計画 道路殿町 羽田空港 線ほか道 路築造工 事	<p>横浜市中区山下町23番 地</p> <p>五洋・日立造船・不動テ トラ・横河・本間・高田 共同企業体</p> <p>代表者 五洋建設株式会社 代表取締役社長 清水 琢三</p> <p>構成員 株式会社 不動テトラ 代表取締役社長 竹原 有二</p> <p>構成員 日立造船株式会社 取締役社長 谷所 敬</p> <p>構成員 株式会社 横河ブリッジ 取締役社長 名取 暢</p> <p>構成員 高田機工株式会社 代表取締役 寶角 正明</p> <p>構成員 株式会社 本間組 取締役社長 本間 達郎</p>	<p>契約金額 27,780,238,000 円</p>	<p>契約金額 27,791,645,000 円</p>	3.3.4	<p>本線及び 接続道路と 隣接地との 高低差処理 等において 増工が生じ たため、増 額変更を行 うものであ る。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
74	29.6.22	塩浜3丁目地区内 土地造成 工事	横浜市中区山下町25番 地15 東洋・岡村共同企業体 代表者 東洋建設株式会社 代表取締役社長 武澤 恭司 構成員 岡村建興株式会社 代表取締役 岡村 清孝	契約金額 4,294,895,220 円	契約金額 4,073,357,420 円	3.3.30	工事完成 に伴い、出 来高を確認 したところ、 前回設計に おいて想定 していた処 分量に変更 が生じたた め、減額変 更を行うも のである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
27	29.3.17	五反田川 放水路施 設整備工 事	<p>横浜市中区吉田町65番 地</p> <p>清水・馬淵共同企業体</p> <p>代表者 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸</p> <p>構成員 馬淵建設株式会社</p> <p>代表取締役 馬淵 圭雄</p>	<p>契約金額 4,391,783,280 円</p> <p>完成期限 令和3年 3月31日</p>	<p>契約金額 4,746,839,080 円</p> <p>完成期限 令和3年 9月30日</p>	3.3.29	<p>緊急事態 宣言期間中 の工事一時 中止及び放 水路施設の 早期効果発 現に資する 暫定運用を 行うための 設備設置等 の増工によ り、不測の 日数や追加 の費用を要 したため、 完成期限及 び契約金額 の変更を行 うものでは ない。</p>

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
90	2.6.18	中原区内 都市計画 道路荏宿 小田中線 (Ⅲ期) 道路築造 (立体交 差化)工 事	横浜市神奈川区金港町7 番地3 フジタ・織戸共同企業体 代表者 株式会社 フジタ 代表取締役 奥村 洋治 構成員 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎	契約金額 2,456,300,000 円	契約金額 2,464,394,900 円	3.3.23	公共工事 設計労務単 価等の改定 (令和2年 3月)に伴 う特例措置 等により、 増額変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
91	2.6.18	五反田川 放水路設 備その2 工事	東京都中央区銀座7丁目 14番1号 荏原実業株式会社 代表取締役 阿部 亨	契約金額 2,299,000,000 円	契約金額 2,320,855,900 円	3.3.26	公共工事 設計労務単 価等の改定 (令和2年 3月)に伴 う特例措置 等により、 増額変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
172	2.12.11	高津区内 都市計画 道路丸子 中山茅ヶ 崎線（蟻 山坂工区） 道路築造 （その4） 工事	川崎市中原区田尻町61 番地 織戸・河合共同企業体 代表者 株式会社 織戸組 代表取締役社長 織戸 一郎 構成員 河合土木株式会社 代表取締役 河合 徳治	契約金額 620,249,520 円	契約金額 651,248,620 円	3.3.23	現場状況 から舗装表 面の不陸の 整正に係る 舗装工及び 電線共同溝 の整備に係 る試掘工等 の増工が生 じたため、 増額変更を 行うもので ある。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
91	1.6.27	東扇島堀 込部護岸 築造その 1工事	<p>横浜市中区太田町1丁目 15番地 関内東亜ビル 東亜・あおみ・大本・株 木共同企業体 代表者 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 秋山 優樹</p> <p>構成員 あおみ建設株式会社 代表取締役社長 河邊 知之</p> <p>構成員 株式会社 大本組 代表取締役社長 大本 万平</p> <p>構成員 株木建設株式会社 代表取締役社長 株木 雅浩</p>	<p>契約金額 2,386,368,600 円</p>	<p>契約金額 2,222,830,500 円</p>	3.3.11	裏込工に 使用する石 材供給のひ っ迫のため 所定数量の 確保が困難 となったこ とによる減 工及び工事 請負契約約 款第26条 第5項に基 づく変更等 により減額 変更を行う ものである。